

「診療看護師 (NP)」の名称に至った経緯

平成29(2017)年4月に厚生労働省から公表された「新たな医療の在り方を踏まえた医師・看護師等の働き方ビジョン検討会報告書」(平成29(2017)年4月6日)や、平成30(2018)年2月の「医師の働き方改革に関する検討会 中間的な論点整理」(平成30(2018)年2月27日)の中で、「診療看護師(仮称)」の名称が使われ、その必要性についての検討が必要であることが明示されており、本協議会としては、今後の制度化に向けての弾みになればと期待している。

本協議会は、平成20(2008)年に、大分県立看護科学大学において養成が開始され、現在8大学院(本協議会加盟校)で養成教育が行われている診療看護師(NP)に関して、養成教育の標準化(大学院修士課程)、診療看護師(NP)としての質保証、制度化等の活動を行っている。

少子高齢化社会、人口減少社会への対応として、タスクシフト、タスクシェアリングなどの検討が進められている中で、本協議会の加盟大学院において養成している、「診療看護師(NP)」の呼称の決定に至る経緯等を備忘録として残しておく必要があるのではないかと助言をいただき、筆を執ることとした。

日本NP教育大学院協議会(以下、NP協議会という)は、診療看護師(NP)を、「対象者のQOLの向上を目指して、対象者の「症状マネジメント」を、自律してタイムリー、かつ、効果的・効率的に行うことができる看護職」としており、この解釈に関しては、養成教育を始めたときから変更していない。

平成20(2008)年に養成教育を開始した時には、アメリカの呼称をそのまま用いて、養成する人材の呼称を「ナースプラクティショナー」と呼んでいたが、平成23(2011)年度から「診療看護師(NP)」と呼ぶことに決定した。これは、NPを社会の中に定着していく上で、NPの存在、役割等を患者さんあるいは国民のみなさまに広く知っていただく必要があり、そのためには、分かり易い、イメージし易い言葉、とくに日本語の名称を使っていく必要があると考えたからである。「ナース」については、どなたからもほぼ同じイメージを持ってもらうことができるが、「プラクティショナー」は、医療スタッフにとっても、馴染みの薄い言葉である。

「名は体を表す」と言われるように、呼称は極めて大切である。

「ナースプラクティショナー(NP)」の日本語化にあたっては、できるだけ多くの方々のご意見を伺うことが賢明であると判断し、平成23(2011)年4月、日本NP協議会(平成23(2011)年時の本協議会の名称)のホームページ上で、「養成しようとしているNPの役割等」を示した上で、NPの日本語訳を公募した。その結果、複数の方から応募をいただいたが、これはと思う名称がなかった。そのような中で、読売新聞が「医療ルネッサンス」という連載記事の中で、日本NP協議会が養成している「ナースプラクティショナー」に対して「診療看護師」という用語を使っているのを目にし、これが、日本語名称としNPの役割等を的確に表現していると判断し、正式名称として使わせていただくことに決定し、日本NP協議会の定款上の名称も、「診療看護師(NP)」と変更した。

平成21（2009）年以降、用いてきた「日本NP協議会」（平成20（2008）年に、日本NP連絡会としてスタートした）の名称についても検討することとし、①養成教育をNPとしてスタートしたことを将来にわたって残すこと、②NPの教育を大学院（修士課程）で行うことを明示すること、③長い表現の名称を避けることを考慮して、「日本NP教育大学院協議会」とした。協議会の名称を変更すると同時に、任意団体であった「日本NP協議会」を、平成25（2013）年3月に、一般社団法人「日本NP教育大学院協議会」（JONPF：Japanese Organization of Nurse Practitioner Faculties）とし、法人格を持った組織として、新たなスタートを切った。

一方、NP協議会は、平成25（2013）年4月に、経済産業省特許庁に対して、「診療看護師（NP）」「NP」の呼称の「商標登録」を、「早期審査に関する事情説明書」を添えて出願した。しかし、NP協議会の出願に対してある団体からの反対があり、出願を却下するとの連絡が10か月後にあった。

NP協議会としては、今後も、大学院修士課程の教育を通して、NP協議会の規定している7つ能力（①包括的な健康アセスメントの実践能力、②医療的処置マネジメントの実践能力、③熟練した看護実践能力、④看護管理能力、⑤チームワーク・協働能力、⑥医療・保健・福祉システムの活用・開発能力、⑦倫理的意思決定能力）を備えた看護師を「診療看護師（NP）」として養成し、現在、NP協議会が実施している資格認定試験（平成22（2010）年度から実施）、資格更新制度（平成29（2017）年度から実施）等により質の担保を図るとともに、制度化に向けての活動を地道に継続していく。

平成30（2018）年3月の時点で、NP協議会で実施している資格認定試験に合格した「診療看護師（NP）」は、すでに、359名となり、「診療看護師（NP）」としての実践が、患者さんは勿論のこと、医療スタッフからも高い評価を受けていることが、NP協議会の今後の活動の励みになっている。

平成30（2018）年4月

一般社団法人日本NP教育大学院協議会 会長
日本NP学会 理事長
東京医療保健大学 副学長
草間 朋子